

附則

この省令は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

○農林水産省  
環境省  
○経済産業省  
第一号

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第二百七十七号）の施行に伴い、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日

農林水産大臣 赤松 広隆  
経済産業大臣 直嶋 正行  
環境大臣 小沢 鋭仁

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。  
第八条中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第九条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附則

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二三三三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基き、使用薬剤の薬価薬価基準（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日

厚生労働大臣 長妻 昭

告 示

○宮内庁告示第三号

天皇皇后両陛下は、神奈川県において開催される第六十一回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月二十二日から同月二十四日まで神奈川県及び静岡県へ行幸啓になる。

平成二十二年四月二十三日

宮内庁長官 羽毛田信吾

○総務省告示第六十八号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四百十条の規定に基き、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣 原口 博

第一号の表中「A三E 五、九八五」を「A三E 六、一三五」に改める。

○中央選挙管理会告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百四号）第五条の第十二項の規定に基き、中央選挙管理会委員長に平成二十二年四月七日次の者が互選されたので、中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第一条第四項の規定により告示する。

平成二十二年四月二十三日

中央選挙管理会委員長 伊藤 忠治  
住 所 氏 名

三重県津市北丸之内一四三一一 伊藤 忠治

○中央選挙管理会告示第四号

中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第二条の規定による委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理するべき者を、平成二十二年四月七日次のように定めたので告示する。

平成二十二年四月二十三日

中央選挙管理会委員長 伊藤 忠治  
住 所 氏 名

神奈川県横浜市港北区日吉一一一 鈴木 恒夫  
二一一一

別表に第6部として次のように加える。

| 品名                                 | 注 | 補 | 薬 | 単            | 位        | 薬         | 価 |
|------------------------------------|---|---|---|--------------|----------|-----------|---|
|                                    |   |   |   | (2)          |          |           |   |
| ナルメチン錠40mg                         |   |   |   | 40mg         | 1錠       | 213.00    |   |
| チレドカチセル50                          |   |   |   | 50mg         | 1カプセル    | 5,512.80  |   |
| フレタルOD錠50mg                        |   |   |   | 50mg         | 1錠       | 105.50    |   |
| フレタルOD錠100mg                       |   |   |   | 100mg        | 1錠       | 189.50    |   |
| ロナセン錠8mg                           |   |   |   | 8mg          | 1錠       | 269.60    |   |
| プロベント注射用2000                       |   |   |   | 2,000単位      | 1瓶（溶解液付） | 136,983   |   |
| トバヒチンアルブアルブS注750「JCR」              |   |   |   | 750国際単位0.5mL | 1瓶       | 1,113     |   |
| トバヒチンアルブアルブS注1500「JCR」             |   |   |   | 1,500国際単位1mL | 1瓶       | 1,938     |   |
| トバヒチンアルブアルブS注3000「JCR」             |   |   |   | 3,000国際単位2mL | 1瓶       | 3,377     |   |
| トバヒチンアルブアルブS注750シリンジ「JCR」          |   |   |   | 750国際単位0.5mL | 1筒       | 848       |   |
| トバヒチンアルブアルブS注1500シリンジ「JCR」         |   |   |   | 1,500国際単位1mL | 1筒       | 1,491     |   |
| トバヒチンアルブアルブS注3000シリンジ「JCR」         |   |   |   | 3,000国際単位2mL | 1筒       | 2,622     |   |
| エルアラット点滴静注液50mg                    |   |   |   | 50mg         | 10mL     | 38,142    |   |
| エルアラット点滴静注液100mg                   |   |   |   | 100mg        | 20mL     | 70,284    |   |
| キロサイホン注1g                          |   |   |   | 1g           | 1瓶       | 13,418    |   |
| ノボセフンHI静注用1mg                      |   |   |   | 1mg          | 1mL      | 98,024    |   |
| ノボセフンHI静注用2mg                      |   |   |   | 2mg          | 2mL      | 189,000   |   |
| ノボセフンHI静注用5mg                      |   |   |   | 5mg          | 5mL      | 450,177   |   |
| ノボラビットF50ニックス注                     |   |   |   | 300単位        | 1キット     | 2,287     |   |
| ノボラビットF70ニックス注                     |   |   |   | 300単位        | 1キット     | 2,286     |   |
| ラジカット点滴静注バツグ30mg                   |   |   |   | 30mg         | 100mL    | 8,228     |   |
| アトエプ125エプアル120吸入用                  |   |   |   | 12.0g        | 1瓶       | 7,639.50  |   |
| アトエプ250エプアル120吸入用                  |   |   |   | 12.0g        | 1瓶       | 8,774.20  |   |
| スビリーハ <sup>2.5µg</sup> ススビレット60吸入用 |   |   |   | 150µg        | 1キット     | 6,767.70  |   |
| チナスコビスク1.0眼粘弾剤                     |   |   |   | 1mL          | 1筒       | 10,932.30 |   |